

ORIX入札会会員規定およびクレーム・ペナルティ規定の一部改定について(2011年9月12日改定)

オリックス自動車株式会社
オートトレーディング部

日頃より、オリックス自動車入札会をご利用いただきまして誠に有難うございます。

2011年9月12日(月)に「ORIX入札会会員規定」および「クレーム・ペナルティ規定」の一部改定を実施いたします。今回の規定改定により、下記条項の内容や、クレーム・ペナルティの範囲等が変更となりますので、「ORIX入札会会員規定」(改定版)および「クレーム・ペナルティ規定」(改定版)を十分ご理解・習熟の上、当社入札会にご参加いただきますようお願い申し上げます。

※「ORIX入札会会員規定」と「クレーム・ペナルティ規定」における、現行規定(改定前)と新规定(改定後)との相違点の抜粋を下記に掲載しております。下記抜粋は、改定を行った一部です。規定改定後の入札会参加にあたっては、必ず「ORIX入札会会員規定」(改定版)および「クレーム・ペナルティ規定」(改定版)の内容をご確認いただいた上で、ご参加いただけますようお願いいたします。
 ※「ORIX入札会会員規定」(改定版)および「クレーム・ペナルティ規定」(改定版)は、2011年9月12日(月)より入札会システム「Auto PLAZA in NET」上の「規約」画面に掲載いたします。

■入札会会員規定

※青字: 追加・変更になった箇所

改定内容	条項(改定後)	現行規定(改定前)	新规定(改定後)
内容変更	第3条1項②(入会条件)	②公安委員会発行の有効な古物商許可証(自動車)を自ら所持し、且つ常設の営業拠点を有し、現に営業活動をおこなっていること。(出品会員を除く)	②公安委員会発行の有効な古物商許可(自動車)を自ら有し、且つ常設の営業拠点を有し、現に営業活動をおこなっていること。 (コメント: 出品会員においても古物商許可を有することが入会の必須条件となりました)
追加	第10条1項②(強制退会・資格停止等)	-	②ORIXに対する金銭債務の履行を怠り、ORIXが相当の期間を定めて催告し、その期間内に会員がその債務を履行しないとき。
内容変更	第10条1項③(強制退会・資格停止等)	②入会申込に際し、ORIX に対し虚偽の届出をしたことが判明したとき。	③ORIXに対する届出または提出した資料等に虚偽の記載または瑕疵(記載漏れを含む)があったとき。
追加	第10条1項⑩(強制退会・資格停止等)	-	⑩会員自らもしくは会員の取締役、執行役、監査役などの役員および自らの経営に実質的に影響を及ぼす者(従業員を含む)が反社会的勢力に属することが判明したときまたは反社会的勢力に属するものと合理的に疑われる事情が判明したとき。
内容変更	第10条1項⑫(強制退会・資格停止等)	⑩法令に違反する行為、公序良俗に反する行為を行ったとき。	⑫法令に違反する行為、公序良俗に反する行為、暴力的な行為、法的に責任を超えた不当な要求行為その他取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為を行ったとき。
内容変更	第14条1項①(出品手続き)	①出品者は、入札会に自動車等を出品することを希望する場合、ORIX 所定の「入札会出品・買取依頼書(兼利用運送申込書)」またはORIX が承認した書式(以下出品・買取依頼書等と総称する)に、入札会開催会場、開催日、当該自動車等の情報、最低落札希望価格、距離計交換歴、冠水歴、事故修復歴の有無等、ORIX 所定の事項を記載のうえORIX に入札会への出品を申し込むものとします。	① 会員は、入札会に自動車等を出品することを希望する場合、ORIX所定の「入札会出品・買取依頼書」またはORIXが承認した書式(以下出品・買取依頼書等と総称する)に、入札会開催会場、開催日、当該自動車等の情報、最低落札希望価格、距離計交換歴、冠水歴、消火剤散布歴、修復歴の有無等、ORIXの指定する事項を記載のうえORIXに入札会への出品を申し込みます。
内容変更	第15条1項①(自動車等に係る保証)	①盗難自動車、遺失自動車、距離計巻き戻し車、接合車等の法的問題車両に該当しないこと。	①盗難自動車、遺失自動車、距離計巻き戻し車、接合車、車台番号改ざん車等の法的問題車両または犯罪その他事件、事故に利用、関与した車両に該当または該当するおそれのないこと。
内容変更	第15条1項③(自動車等に係る保証)	③走行距離計交換歴、冠水歴、修復歴の有無、原動機、駆動装置の重大な不具合等、出品・買取依頼書等に記載した事項が事実と相違ないこと。	③走行距離計交換歴、冠水歴、消火剤散布歴、修復歴の有無、原動機、駆動装置の重大な不具合、キャビン交換、荷台架装等、出品・買取依頼書等に記載した事項が事実と相違ないこと。
内容変更	第15条1項⑦(自動車等に係る保証)	⑦使用済自動車に該当または使用済自動車と判断されないこと。	⑦使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下自動車リサイクル法という)第2条2項に定義される使用済自動車(以下使用済自動車という)に該当せず、かつ使用済自動車と判断されるおそれのないこと。
内容変更	第15条3項(自動車等に係る保証)	3. 出品者は、「車検付自動車」として出品する場合は譲渡書類に自賠責保険証書を添付するものとします。	3. 入札会への出品申込時点で、出品車の車検の有効期間が3ヶ月以上の場合には「車検付自動車」として取り扱うものとし、出品者は、第34条に定める移転登録に必要な書類に自賠責保険証書を添付するものとします。なお、出品者は、ORIXに対し取次手数料、実費を支払うことにより、行政書士等への移転登記依頼の取次ぎを依頼することができます。
内容変更	第15条4項(自動車等に係る保証)	4. 第1項各号に違反したことにより、落札者から落札を取消されORIX が損害賠償の請求を受ける等損害を被った場合、出品者は、ORIX が被った損害の一切を賠償するものとします。	4. 落札者またはORIXが損害を被った場合において出品者が前三項のいずれかに違反したこと起因してその損害が生じたときORIXが合理的に判断した場合、出品者は、落札者またはORIXが被った損害の一切を賠償するものとします。
追加	第25条2項(現車確認義務)	-	2. 落札者が、現車確認義務を怠ったことにより、損害を被ったとしてもORIXは、その損害につき一切の責任を負わないものとします。
追加	第30条3項(落札結果)	-	3. ORIXは、必要と認める場合、事前に通知することにより落札者および出品者に対し、相互の商号・所在地・連絡先を開示できるものとします。
内容変更	第34条1項(譲渡書類)	出品者は、出品した自動車等が落札された場合には、その落札日を含めて7営業日以内に、移転登録に必要なすべての譲渡書類(以下譲渡書類という)をORIXに提出するものとします。	出品者は、出品車が落札された場合には、その落札日を含めて7営業日以内に、移転登録(軽自動車の場合、自動車検査証記入申請と読み替える。以下同じ)に必要なかつ十分な譲渡書類(以下譲渡書類という)をORIXに提出するものとします。なお譲渡書類のうち印鑑証明書等、有効期間が定められている書類については、落札日より遡って45日以内に発行されたものに限るものとします。
内容変更	第34条2項(譲渡書類)	2. 譲渡書類のうち印鑑証明書等、有効期間が定められている書類については、落札日より遡って1ヶ月以内に発行されたものに限るものとします。	2. 提出された譲渡書類が前項の条件を満足しないとき、または提出後に有効期限が経過した場合、出品者は、ORIXの指示に従って遅滞なく書類を再提出するものとします。
内容変更	第37条1項(自動車等の引渡し)	落札者は、第32条に定める売買代金等支払い後、かつ当該入札会の開催日を含む4営業日(以下引渡期限という)以内に、ORIXの指定する場所において、現状有姿にて、落札自動車等の引渡しを受けるものとします。	落札者は、第32条に定める売買代金等支払い後、かつ当該入札会の開催日を含む4営業日(以下引渡期限という)以内に、入札会場またはORIXの指定する場所(以下引渡場所という)において、現状有姿にて、落札自動車等の引渡しを受けるものとし、引渡場所より直ちに搬出するものとします。
内容変更	第37条6項(自動車等の引渡し)	6. 落札者は、落札自動車等の引渡しを受けた時点で当該自動車等の運行責任を負うものとし、当該落札自動車等の運行等によって第三者に損害を与えた場合は、落札者の責任において、その損害を賠償しなければならないものとします。	6. 落札者は、落札自動車等の引渡しを受けた時点で当該自動車等の運行責任を負うものとし、当該落札自動車等の運行等によって出品者、ORIXまたは第三者に損害を与えた場合は、落札者の責任において、その損害を賠償しなければならないものとします。また当該落札自動車等の運行・保管にあたり道路交通法等の法令に違反し、あるいは他人の土地に放置するなどして当局または地主等からの照会、苦情を受ける等の負担が出品者またはORIXに生じた場合、落札者はORIXに対し別紙クレーム・ペナルティ規定に基づく「移転登録完了前の当該車両に係る迷惑行為に関するペナルティ」の支払い債務が生じることを異議なく承諾し、このペナルティの支払の有無にかかわらず、ORIXは、落札者を退会処分し、または入札参加資格を停止することができるものとします。
内容変更	第38条1項(移転登録)	落札自動車等の所有権は、売買代金等、落札料、その他所定の費用をすべてORIX が受領後、落札者に移転するものとしORIX は、所有者名義変更または抹消登録に必要な書類を落札者宛に送付するものとします。落札者は、落札者の責任と負担により、所有権移転の日から14日以内に当該自動車等に係る名義変更、または抹消登録の手続きを完了するものとします。	落札自動車等の所有権は、売買代金等、落札料、その他所定の費用をすべてORIXが受領した時点で、落札者に移転するものとしORIXは、移転登録に必要な書類を落札者宛に送付するものとします。落札者は、落札者の責任と負担により、所有権移転の日から15日以内に当該自動車等に係る移転登録の手続きを完了するものとします。
内容変更	第38条3項・4項(移転登録)	3. 落札者は、移転登録または抹消登録手続きが完了したことを証するため、それらの手続きの完了日から15日以内に、車検証の写し、その他ORIXの指定する書類の写しをORIXに送付するものとします。 4. 落札者が、本条の一つにでも違反する場合は、別紙クレーム・ペナルティ規定に基づく「落札者による名義変更・抹消登録等の完了報告遅延に関するペナルティ」をORIXに支払うものとし、恒常的に報告の遅滞が続く場合は、ORIXは落札者を退会処分し、または入札参加資格を停止することができるものとします。	3. 落札者は、車検付自動車の移転登録手続きが完了したことを証するため、車検証の写し、その他ORIXの指定する書類の写しを入札会開催月(以下開催月という)の翌月末日までにORIXに到達するよう送付する(以下完了報告という)ものとし、これを遅滞した場合、落札者は、別紙クレーム・ペナルティ規定に基づく「落札者による移転登録の完了報告遅滞に関するペナルティ」の支払い債務が生じることを異議なく承諾し、落札者がこれに従わない場合は恒常的に完了報告の遅滞が生じた場合は、ORIXは落札者を退会処分し、または入札参加資格を停止することができるものとします。(コメント: 4項は、3項に統合)
内容変更	第39条(売買契約の解約)	※本条については全般的に変更のため、改定後の規定の内容をご確認ください。 (コメント: ■落札者の売買契約の解約条件 ■売買契約の解約事由の存否についての判断と、解約の効果のタイミング ■売買契約の解約後の処理(売買代金、ペナルティの精算など)について詳細を記載しています。)	
内容変更	第42条1項②(自動車税・軽自動車税の負担)	※本条については全般的に変更のため、改定後の規定の内容をご確認ください。 (コメント: 自動車税・軽自動車税の負担について記載しています。)	
内容変更	第43条(自動車税相当額の仮払と精算)	※本条については全般的に変更のため、改定後の規定の内容をご確認ください。 (コメント: 自動車税相当額・軽自動車税相当額の仮払いと精算ルールについて、文章と表で記載しています。)	
追加	第45条4項(クレーム・ペナルティ)	-	4. ORIXは、前項の事実確認に基づき、当該クレームに係る事由の存在の判定を行うものとし、出品者および落札者は、かかるORIXの判定結果に対し、一切異議を述べないものとします。
追加	第45条5項(クレーム・ペナルティ)	-	5. 会員が第39条2項に基づくORIXによる判断に従わない場合は、ORIXは、当該会員に対して入札会の参加制限・参加停止等の措置をとるものとします。
内容変更	第45条6項(クレーム・ペナルティ)	4. 前項の事実確認に要した費用は、クレームが事実と相違ない場合にはORIX が負担するものとし、事実と相違がある場合は落札者が負担するものとします。	6. 第3項の事実確認に要した費用は、クレームが事実と相違ないとORIXが判定した場合には出品者が、事実と相違があるとORIXが判定した場合は落札者負担とします。
追加	第46条1項⑥(ORIXの責任の範囲)	-	⑥ORIXは、出品者と落札者間で成立する売買契約に関し、本規定に特に定めるもののほか、出品者および落札者に対し、一切責任を負わないこと。
追加	第46条1項⑦(ORIXの責任の範囲)	-	⑦ORIXは、ペナルティ負担者から受領した範囲でペナルティをペナルティ受給者に対し支払うものとし、その立替義務を負わないこと。

■クレーム・ペナルティ規定

※青字：追加・変更になった箇所

改定内容	条項(改定後)	現行規定(改定前)	新規定(改定後)
追加	「CCS重要事項の記載相違等による解約」に項目追加	-	出品自動車について、次の各号に定める事由が存在する場合 i) 盗難自動車又は遺失自動車である場合 ii) 出品者が出品自動車の売買について正当な権限を有していない場合 iii) 出品自動車在使用済み自動車である場合 iv) 出品自動車について、第三者の担保権、用益権等の負担がある場合(CCSIに記載されている場合を除く)
追加	「自動車等の不具合等によるクレーム」の備考欄に文言追加	-	ORIXは、落札者から受領済の売買代金等から値引額を減じた金額を出品者に支払い、値引額相当額を落札者に支払います。
内容変更	「自動車等の不具合等による解約」の内容とクレーム申告期限の変更①	【項目】 修復歴(*)、消化剤散布跡、冠水歴による解約 【クレーム申告期限】 開催日から4営業日	【項目】 出品自動車について、以下の各号に定める事由がある場合(ただし、CCSIに記載されている場合を除く) i) 修復歴(*がある場合 ii) エンジン本体、ミッション本体、ボディー、架装物の規格外乗せ替え車両 【クレーム申告期限】 開催日を含めて5営業日
内容変更	「自動車等の不具合等による解約」の内容とクレーム申告期限の変更②	【項目】 走行距離計の交換歴による解約(リコール・改善対策・サービスキャンペーン等による交換は対象外) 【クレーム申告期限】 開催日から1ヶ月	【項目】 出品自動車の走行距離計に交換歴が存在する場合(リコール・改善対策・サービスキャンペーン等による交換は対象外) 【クレーム申告期限】 開催日を含めて30営業日
内容変更	「自動車等の不具合等による解約」の内容とクレーム申告期限の変更③	【項目】 走行距離計の改ざんによる解約(改ざん当事者が第三者である前提) 【クレーム申告期限】 開催日から6ヶ月	【項目】 出品自動車の走行距離計に改ざんがなされている場合 【クレーム申告期限】 開催日を含めて180営業日
追加	「自動車等の不具合等による解約」に項目追加	-	【項目】 接合車に該当する場合 【クレーム申告期限】 開催日を含めて90営業日 【解約】 可 【ペナルティ】 50,000 【ペナルティ負担者】 出品者 【ペナルティ受給者】 落札者
内容変更	「自動車等の不具合等による解約」の「その他実費負担」の内容変更	【項目】修復歴(*)、消化剤散布跡、冠水歴による解約 【その他実費負担】ORIXは落札料を返却し、会場と落札者所在地間の陸送費相当額を負担。	【項目】 出品自動車について、以下の各号に定める事由がある場合(ただし、CCSIに記載されている場合を除く) i) 修復歴(*がある場合 ii) エンジン本体、ミッション本体、ボディー、架装物の規格外乗せ替え車両 【その他実費負担】ORIXは落札料を返却。出品者は会場と落札者所在地間の陸送費相当額を負担。
追加	「自動車等の不具合等による解約」の備考欄に文言追加 <下記文言の明確化> ・機関部 ・機関部の不良 ・駆動部 ・駆動部の不良 ・接合車にあたるかの最終判断	-	(*)「機関部」とは、エンジン本体、エンジン補機(オルタネーター、スターター、過給器、燃料噴射装置、ウォーターポンプ)をいいます。 (*)「駆動部」とは、トランスミッション本体、ドライブシャフト、プロペラシャフト、トランスファー、デファレンシャルギヤ、クラッチをいいます。 (*)「機関部の不良」とは、機関部が、当該自動車の出品リスト及びCCSIに記載されている事項(新車登録年数又は走行距離等)に照らして通常備えるべき性能を有せず、原動機が始動できない及び始動できなくなる蓋然性の極めて高い状態をいいます。 (*)「駆動部の不良」とは、駆動部が、当該自動車の出品リスト及びCCSIに記載されている事項(新車登録年数又は走行距離等)に照らして通常備えるべき性能を有せず、走行できない及び走行できなくなる蓋然性の極めて高い状態をいいます。 (*)接合車にあたるかの最終判断は、ORIXが行なうものと会員はその判断に従います。
内容変更	「落札者による移転登録の完了報告遅延に関するペナルティ」の内容変更	車検付き自動車等の名義変更または抹消登録手続きについて、落札者が、ORIXに対し、その手続きの完了報告を遅延した場合(ORIXが落札者に対し、書類を発送した日を起算日とし、30日以上遅延した場合)	車検付自動車等の移転登録手続きについて、落札者が、ORIXに対し、その手続きの完了報告を遅延した場合(開催月の翌月末日までに完了報告がORIXに到達しなかった場合)
内容変更	「落札者による譲渡関連書類の差替え・紛失に関するペナルティ」の内容変更	譲渡書類の差替え(譲渡証の差替えはできません)	書損または有効期限の失効による譲渡関連書類の差替え
追加	「移転登録完了前の当該自動車に掛かる迷惑行為に関するペナルティ」の追加	-	【項目】 落札自動車の運行・保管にあたり、法令違反を犯しまたは他人の土地に放置するなどして、当局、地主等の被害者から照会・苦情を受けるなど出品者またはORIXに負担が生じた場合 【ペナルティ】 50,000 【ペナルティ負担者】 落札者 【ペナルティ受給者】 ORIX
追加	「その他、クレームにならない事項とその条件の例示」に項目追加・変更①	-	車検証情報、画像情報、現車確認等により、入札者自身が確認できる事項。
内容変更	「その他、クレームにならない事項とその条件の例示」の項目追加・変更②	荷台架装物の年式、スペック、動作不良及び故障、欠品に関するクレーム申告。	荷台架装物の年式、スペック、動作不良及び故障、欠品、交換等に関するクレーム申告。
内容変更	「その他、クレームにならない事項とその条件の例示」の項目追加・変更③	落札者が当該自動車を第三者へ転売した後にクレームを申告した場合。	落札者が当該自動車を第三者へ転売した後にクレームを申告した場合。 (但し入札会会員規定第15条1項1号に該当する場合はこの限りでない)
追加	「その他、クレームにならない事項とその条件の例示」の項目追加・変更④	-	エンジン本体、ミッション本体、ボディー、架装物の規格適合品への乗せ替え。(中古品含む)
内容変更	「その他、クレームにならない事項とその条件の例示」の項目追加・変更⑤	異音、異臭、白煙、黒煙、排気漏れ、オイル漏れ。	異音、異臭、白煙、黒煙、排気漏れ、オイル漏れ、下回り(マフラー含む)のサビ。
内容変更	「その他、クレームにならない事項とその条件の例示」の項目追加・変更⑥	車体色の記載名称相違。(出品リスト記載の車体色は目安です)	グレード、車体色の記載名称相違。(出品リスト、CCSIは補助資料です)
内容変更	「その他、クレームにならない事項とその条件の例示」の項目追加・変更⑦	同一自動車等における、2回目以降のクレーム申告。	同一自動車等における、同一又は同種の事由を理由とする2回目以降のクレーム申告。

クレーム・ペナルティ規定

下記金額は1台あたり金額(単位:円)

※消費税額、地方消費税額、振込手数料は別途

※ペナルティは出品者、落札者とも、ORIXへ支払うものとします。

会員都合による解約						
	クレーム 申告期限	解約	ペナルティ	ペナルティ 負担者	ペナルティ 受給者	その他 実費負担
出品者都合による解約	入札会翌日 11:00まで	可	50,000	出品者	-	-
落札者都合による解約	入札会翌日 11:00まで	可	50,000	落札者	-	-
ただし、当該落札自動車等の落札金額が、20万円を超えないものについては、落札者都合による解約はできないものとします。						

CCS重要事項の記載相違等による解約						
	クレーム 申告期限	解約	ペナルティ	ペナルティ 負担者	ペナルティ 受給者	その他 実費負担
CCS重要事項(*)の記載が事実と異なっていた場合のクレーム・解約	入札会場 搬出前	可	-	-	-	-
出品自動車について、次の各号に定める事由が存在する場合 i)盗難自動車又は遺失自動車である場合 ii)出品者が出品自動車の売買について正当な権限を有していない場合 iii)出品自動車が使用済み自動車である場合 iv)出品自動車について、第三者の担保権、用益権等の負担がある場合(CCSに記載されている場合を除く)	無期限	可	100,000	出品者	落札者	ORIXは落札料を返却。 出品者は会場と落札者所在地間の陸送費相当額を負担。
(*)CCS重要事項とは、CCS記載のつぎの項目をいいます。 ①初度登録年、②型式、③排気量(但し100cc未満の端数は除く)、④車検残の有無、⑤車検残期間、⑥車歴(レンタカー、事業用等の記載相違)、⑦保証書の有無(メーカー保証期間切れのものは対象外)、⑧整備手帳(メーカー保証期間切れのものは対象外)の有無。 ※整備手帳とは、メーカーが発行したもので保証書が添付されているものをいいます。						

自動車等の不具合等によるクレーム				
	クレーム 申告期限	解約	値引額	その他 実費負担
エアコン不良(ガス充填不足は対象外)による クレーム (但し、初度登録より5年未満且つ10万km走行未満に限る)	入札会場搬 出前	不可	30,000	-
カーナビゲーションシステム不動によるクレ ーム (但し、初度登録より3年未満且つ5万km走行未満に限る)	入札会場 搬出前	不可	10,000	
カーオーディオ不動によるクレーム (但し、初度登録より3年未満且つ5万km走行未満に限る)	入札会場 搬出前	不可	10,000	
<p>ただし、上記不具合があった場合でも、つぎの場合はクレームの対象外とします。</p> <p>①当該落札自動車等の落札金額が、20万円を超えないもの。</p> <p>②出品リスト、またはCCSに記載済みのもの。</p> <p>③メーカー保証により修理が受けられるもの。</p> <p>なお、カーナビ、カーオーディオ一体機器の不具合は、上記クレームの重複はできないものとします。</p> <p>ORIXは、落札者から受領済の売買代金等から値引額を減じた金額を出品者に支払い、値引額相当額を落札者に支払います。</p>				

自動車等の不具合等による解約						
	クレーム 申告期限	解約	ペナルティ	ペナルティ 負担者	ペナルティ 受給者	その他 実費負担
出品自動車について、以下の各号に定める事 由がある場合(ただし、CCSに記載されている 場合を除く) i) 修復歴(*)がある場合 ii) エンジン本体、ミッション本体、ボディー、 架装物の規格外乗せ替え車両	開催日を含 めて 5営業日	可	-	-	-	ORIXは落札料を返 却。 出品者は会場と落 札者所在地間の陸 送費相当額を負 担。
出品自動車について、以下の各号に定める事 由がある場合(ただし、CCSに記載されている 場合を除く) i) 消火剤散布歴がある場合 ii) 冠水歴がある場合	開催日を含 めて 30営業日	可	-	-	-	
出品自動車について、以下の各号に定める事 由がある場合 i) 機関部(*)の不良(*) ii) 駆動部(*)の不良(*) iii) その他自動車の走行に支障を生ぜしめる 重大な瑕疵(荷台架装物不具合は対象外)	開催日を含 めて 5営業日	可	-	-	-	
出品自動車の走行距離計に交換歴が存在す る場合 (リコール・改善対策・サービスキャンペーン等による交換は対象 外)	開催日を含 めて 30営業日	可	-	-	-	

落札者による譲渡関連書類の差替え・紛失に関するペナルティ			
	ペナルティ	ペナルティ 負担者	ペナルティ 受給者
書損または有効期限の失効による譲渡関連書類の差換え	20,000	落札者	出品者
紛失・盗難等による再交付（譲渡証の再発行はできません）	50,000	落札者	出品者
自動車賠償責任保険証券の差換え、再発行、および承認請求書の差換え、再発行はできません。 ORIXはペナルティ負担者から上記ペナルティを受領できたときは、その範囲でペナルティをペナルティ受給者に支払います。			

落札者による、搬出遅延に関するペナルティ			
	ペナルティ	ペナルティ 負担者	ペナルティ 受給者
落札者が当該自動車等の搬出を遅延した場合 （入札会開催日を含む4営業日を越えた場合）	5,000 （1日につき）	落札者	ORIX
引渡しのかんにかかわらず、落札日以降の当該自動車等に係る盗難、損傷等一切の危険負担は、落札者が負うものとします。			

移転登録完了前の当該自動車に掛かる迷惑行為に関するペナルティ			
	ペナルティ	ペナルティ 負担者	ペナルティ 受給者
落札自動車の運行・保管にあたり、法令違反を犯したまたは他人の土地に放置するなどして、当局、地主等の被害者から照会・苦情を受けるなど出品者またはORIXに負担が生じた場合	50,000	落札者	ORIX

その他、クレームにならない事項とその条件の例示

車検証情報、画像情報、現車確認等により、入札者自身が確認できる事項。

製造年と初度登録年のズレ。(製造年は入札会員が車台Noなどから確認するものとします)

CCS重要事項以外の項目に関するクレーム。(キズ・凹み・錆びの有無及びそれらの大小)

内外装の損傷及び装備品の欠品。

荷台架装物の年式、スペック、動作不良及び故障、欠品、交換等に関するクレーム申告。

消耗部品(タイヤの溝山、ブレーキ全般、クラッチディスク、ワイパー、クーラント、油脂類等)

落札者が当該自動車を第三者へ転売した後にクレームを申告した場合。
(但し入札会会員規定第15条1項1号に該当する場合はこの限りでない)

下見サービスでの回答事項及び入札会会場担当者などと口頭で確認した事項の相違。

エンジン本体、ミッション本体、ボディー、架装物の規格適合品への乗せ替え。(中古品含む)

異音、異臭、白煙、黒煙、排気漏れ、オイル漏れ、下回り(マフラー含む)の錆び。

グレード、車体色の記載名称相違。(出品リスト、CCSは補助資料です)

事故現状車、並行輸入車、改造車、構内用車両、建設用機械、バイク。

輸入車における輸入区分(正規代理店車および並行輸入車)

同一自動車等における、同一又は同種の事由を理由とする2回目以降のクレーム申告。

その他、本規定に定めのない事項。